

岩手県医療局管理規程第6号

医療局職員記章着用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局職員記章着用規程の一部を改正する規程

医療局職員記章着用規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
様式第2号 職員記章再交付申請書	様式第2号 職員記章再交付申請書 年 月 日																						
<table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>職氏名 <span style="float:right">㊟</span></td></tr><tr><td>職員記章番号</td><td>貸与年月日 紛失（損傷）年月日</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>紛失（損傷）理由</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p style="text-align:right">(B5)</p>	[略]	[略]		職氏名 <span style="float:right">㊟</span>	職員記章番号	貸与年月日 紛失（損傷）年月日			紛失（損傷）理由		[略]		<table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>職氏名</td></tr><tr><td></td><td>職員番号</td></tr><tr><td>紛失（損傷）理由</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p style="text-align:right">(A4)</p>	[略]	[略]		職氏名		職員番号	紛失（損傷）理由		[略]	
[略]	[略]																						
	職氏名 <span style="float:right">㊟</span>																						
職員記章番号	貸与年月日 紛失（損傷）年月日																						
紛失（損傷）理由																							
[略]																							
[略]	[略]																						
	職氏名																						
	職員番号																						
紛失（損傷）理由																							
[略]																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局職員記章着用規程に定める様式は、この規程の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。